

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法施行令第14条の16 等	
規制の名称	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備	
担当部局	金融庁企画市場局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線2872) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年6月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、我が国の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた、株主・投資者との建設的な対話を充実させるため、上場会社等が株主・投資者に対し情報を積極的に提供することは極めて重要とされていた。一方、近年、上場会社が証券会社のアナリストのみに未公表の業績に関する情報を提供していたなどの問題が発生しており、海外投資家などから、公平な情報開示のルールを導入すべきではないかとの指摘がなされている。</p> <p>こうした中、欧米やアジアの主要国においては既に導入されている、上場会社等による公平な情報開示に係るルール(以下「フェア・ディスクロージャー・ルール」※という。)の整備を行わなければ、引き続き、個人投資家や海外投資家を含めた投資家への公平な情報開示が十分に確保されないことから、我が国証券市場の参加者の信頼を確保することができず、証券市場の健全な発展を阻害するものと考えられるため、上場会社等による公平な情報開示に係るルール(以下「フェア・ディスクロージャー・ルール」※という。)の整備を行ったところである。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられる。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、上場会社等が、社内の情報を適切に管理するため、社員に向けた研修や周知等を行う事務作業費用が生じると想定されていた。また、未公表の重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、当該情報を速やかにホームページ等で公表する事務作業費用が発生する一方で、これらの会社は既にインサイダー取引規制に係る重要事実を管理するための情報管理体制を整えており、今般整備される規制に対応するため新たに特別な情報管理体制を構築する必要はないと考えられ、事前評価時に想定されなかった費用負担等は発生していない。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、行政庁(国)において、上場会社等が、未公表の決算情報などの重要な情報を特定の者のみに提供していないかなどのモニタリングを行うため等の事務作業費用が発生するとしていたところ、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>上場会社等による公平な情報開示が行われることにより、我が国証券市場において、個人投資家や海外投資家を含めた投資家からの信頼が確保される。その結果、それらの投資家からの投資が活性化するなど、我が国証券市場の健全な発展に繋がっていると考えられるため、事前評価時に見込んだ効果と近いが、その効果の性質から、これらの規制の見直しにより生じた効果のみを抜き出して定量化することは困難である。</p>	規制の事前評価時に見込んだ効果と近いが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	規制の事前評価時に見込んだ効果と近いが、その効果を定量的に把握することは困難である。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。</p>	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。
考察	<p>当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。</p>	
備考		